

平成29年度計画の概要

匠瑳市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、必要に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを適切に提供する「地域包括ケアシステム」を構築していきます。

1. 地域包括ケアシステム構築

①地域ケア会議の開催

- ・困難ケース等に対し、積極的に個別地域ケア会議を開催して地域ニーズを拾い上げる。
- ・小地域で住民や多職種を対象に座談会等を開催し、地域の身近な課題について意見交換する。
- ・個別地域ケア会議で整理された課題等を共有し、地域包括ケアシステムを推進する。

②介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実にむけ関係機関と連携する。
- ・介護予防活動の担い手の育成に努め、地区での支えあいや予防活動を住民が主体的に取り組めるよう働きかけていく。

③在宅医療と介護連携の推進

- ・多職種協働による「医療介護の連携会議」や研修会を開催し、医療介護を一体的に提供できる体制を構築する。
- ・地域資源マップを作成し、住民や専門職と情報を共有する。
- ・医療介護関係者が円滑に情報共有ができる体制づくりを支援する。
- ・地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進するために関係機関と共同し、講演会等の開催をする。

④生活支援サービスの充実

- ・「生活支援体制整備事業」を実施し、高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化を図るとともに元気高齢者の社会参加を促進する。
- ・生活支援の充実に向けて、地域ニーズの調査や地域資源の開発及びそのネットワーク化などのコーディネート業務を行う「生活支援コーディネーター」を配置する。
- ・地域に不足しているサービスや資源の開発を推進するために、多様な主体間の情報共有及び連携・協働の場として「協議体」を設置する。

⑤認知症施策の推進

- ・認知症初期集中支援チームを設置し、認知症支援の充実を図る。
- ・認知症早期発見のためのセルフチェックソフトの導入や認知症予防教室を通して、認知症に対する予防意識を高める。

- ・ 認知症サポーター養成講座、ジュニアサポーター養成講座を幅広い世代に向けて開催し認知症への正しい理解を深めるための普及、啓発を行う。
- ・ 本人や家族、住民、専門職等が集う認知症カフェにおいて、相談や情報提供等を行う。
- ・ 高齢者SOSネットワーク事業への協力をしていく。

2. 総合相談支援

①窓口としての周知・啓発

- ・ 広報そうさやホームページによる周知・啓発を行う。
- ・ 地域に出向く事を通して、相談窓口の周知を図り、相談がつながりやすい仕組みを築いていく。
- ・ 行政内の他部署や専門相談機関、地域団体と連携し、途切れることのない相談対応に努める。

②高齢者や地域の実態把握

- ・ 戸別訪問のほか、地域の実情を把握している機関と連携し、効果的・効率的な実態把握を実践する。
- ・ 地域ケア会議や地域に出向く機会等を通じて、地域の実情を把握し、課題解決に向けて調整を図る。(地域ケア会議の活用)

③在宅介護支援センターとの連携

- ・ 定期的に連絡会を開催する。
- ・ 個別相談や実態把握訪問に協同して取り組み、早期解決に向け連携を図る。

3. 権利擁護

①高齢者虐待・消費者被害発生予防

- ・ 地域活動団体や相談機関、消費生活専門相談員、介護保険関連事業者等の関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努める。
- ・ リーフレットの配布や出前講座等を活用し、高齢者虐待に関する正しい理解や成年後見制度等、関連する制度を含めた啓発活動を行う。
- ・ 地域の高齢者が消費者被害にあわないために自ら問題意識を高められるよう啓発する。
- ・ 介護支援専門員や介護保険関連事業者、民生委員児童委員等、支援者向けの研修を行う。

②相談対応の充実

- ・ 関係する機関や担当者との協議支援体制を整え、円滑な支援を行う。
- ・ 高齢者虐待や消費者被害において、発見しやすい立場にある介護保険関連事業者よりの確かな情報提供が得られるよう働きかけ、迅速な対応を行う。
- ・ 支援困難事例について、地域ケア会議を活用し、解決に向けた支援を行う。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

①包括的、継続的なケア体制の構築

- ・介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるよう多職種、他機関に関する情報提供や意見交換の場を設定するなど、関係者間や地域の連携体制を整備する。
- ・介護保険事業者連絡会の活動を支援する。

②介護支援専門員に対する支援

- ・日常的な個別支援や相談に対応する。
- ・ひとり体制の居宅介護支援事業所の介護支援専門員同士の情報交換会を行い、孤立化や意欲の低下を防ぐ。
- ・主任介護支援専門員と協働で事例検討や相談に対応し、困難ケースや医療ニーズのあるケースについて具体的な支援方針や助言等を行う。

③特定事業所との連携

- ・隔月で定期的な連絡会を開催し、困難ケースをはじめとする情報交換や支援方針の話し合いをする。

5. 介護予防

①一般介護予防事業

- ・いきいき百歳体操の普及および継続に努める。
- ・地域における介護予防の取り組みを強化させるために、リハビリ職等との連携を図る。
- ・住民主体の地域介護予防活動を進めるため、介護予防ボランティア及びいきいき百歳体操ボランティアの育成に努める。

②介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

- ・対象者の状況や環境に応じて自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行う。
- ・研修会に参加し、スキルアップを図ることで効果的なケアマネジメントを展開する。
- ・委託先の居宅介護支援事業所との連携を強化し、適切なケアマネジメントを行う。
- ・介護予防に効果的なサービスの充実に向け、サービス提供事業者と連携を深める。